

年度末・年度初めを迎えるにあたり、知事から県民の皆さまへのお願い ～ 引き続き感染防止の取組みの徹底を！ ～

年初から全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が急速に浸透し、本県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から3月21日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところです。

現下の感染状況について、新規感染者数は400人を超える日があり、特に高松市内の感染者が6割前後で推移し、次に中讃地域が約3割を占めるなどしておりますが、県全体の新規感染者数の推移は、ほぼ横ばいの状況にあります。

一方、オミクロン株の特徴として、30歳代までの若い世代の感染者が約6割と多く、症状もほとんどの方が無症状、軽症であり、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率や重症確保病床使用率が、50%を下回って安定的に推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができているものと考えております。

こうした状況の中、重点措置については、本日開催される政府対策本部において、3月21日をもって終了することが決定されることとなっており、県民の皆さま、事業者の皆さまには長きにわたり、感染拡大の防止に向けた各種対策にご理解、ご協力いただいておりますことに対し、心から感謝申し上げますとともに、現在も感染者の検査、治療にあたられている医療従事者の皆さまにも、改めて、心より厚く御礼申し上げます。

しかしながら、依然として児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などにおいて、クラスターが発生している状況にあることから、重点措置の終了後も、こうした施設などにおいて、これまで以上に必要な対策を講じ、感染の連鎖を断ち切り、特に重症化リスクの高いご高齢の方や、基礎疾患のある方の重症化を抑え、医療への負担を軽減していきたいと考えています。

また、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を4月10日まで継続することといたしますが、これから年度末・年度初めを迎えるにあたり、進学や就職、転勤などによる人々の移動が増え、歓送迎会や謝恩会などによる会食の機会が増えてくることが想定されますので、改めて、県民の皆さま、事業者の皆さまには、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたいと思います。

【年度末・年度初めを迎えるにあたってのお願い】

1 歓送迎会、謝恩会、お花見、卒業旅行などの恒例行事は特に注意を!!

実施する際は、基本的な感染対策を徹底した上で、

- ・会食は同一グループ同一テーブル4人以内、2時間以内で
- ・会話をする際は、不織布マスクを着用して
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えて
- ・他県の方など、普段顔を合わせない方との会食は控えて
- ・発熱やのどの違和感など普段と少しでも違う症状がある場合は参加を控えて
- ・混雑した場所、感染リスクが高い場所を避けて

2 進学・就職・転勤などで移動する方へ

- ・慣れない移動先では、感染リスクが高い行動は控えて
- ・挨拶回りは、オンラインなどを活用

【職場における感染対策徹底のお願い】

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得、時差出勤、自転車通勤、昼休みの時差取得など、人と人との接触を低減
- ・休憩室、更衣室、喫煙所など「居場所の切り替わり」に注意
- ・従業員の体調管理（検温や有症状者の出勤抑制等）の徹底
- ・出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用
- ・食堂や社員寮などの集団生活の場での感染対策の徹底
- ・高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある方、妊娠している方、同居家族にそうした方がいる方への在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、感染予防のための配慮
- ・感染者や濃厚接触者の多数発生に備えたBCPの作成・点検

この他にも、県民の皆さまには、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえ、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底などをお願いいたします。

また、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取り組みをお願いいたします。

児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、春休みに向けて、引き続き、感染対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、武田／モデルナ社ワクチンは供給も多く、ファイザー社と同様に、発症や重症化を予防する効果が確認されているところですので、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

各市町においても、各種媒体を活用した広報の強化など、追加接種の速やかな完了に向けた取組みを、引き続きお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

また、ワクチン接種は、強制ではなく、御本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

一日も早く日常生活や経済社会活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年3月17日

香川県知事 浜田 恵造

令和4年3月17日

イベント等の開催に係る留意事項について
(イベントに関する協力要請(法第24条第9項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和4年3月22日(火)から

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

- 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
- なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント(大声なし)を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

4 感染防止安全計画の策定・提出

(1) 対象

大声なしの5,000人超かつ収容率50%超のイベント

- 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

(2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添7：イベント等の開催に係る留意事項

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

省略

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

省略

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年2月18日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その4)」(令和4年2月10日付け事務連絡)

